

## 役員等の報酬の支給及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人友愛学園

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛学園（以下「法人」という。）の役員等の報酬の支給及び費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、運営協議会委員をいう
- (2) 役員とは、理事及び監事をいい、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の委員をいう。
- (5) 運営協議会委員とは、定款第23条に規定する運営協議会の委員をいう。
- (6) 報酬とは、役員等の職務執行の対価として支払われる財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給し、併せて職務遂行に伴う費用弁償することができる。

- 2 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤の法人職員が理事を兼ねる場合には、法人職員の給与規程に基づいて給料を支給し、当該理事（以下「兼務理事」という。）に報酬の支給は行わない。ただし、理事としての職務に伴う費用は弁償することができる。
- 4 兼務理事を除く役員等は、非常勤とし、職務の度ごと1日単位で報酬を支給し、その額は在職年数によらず定額とする。ただし、理事長の報酬は、定額で月毎に支給する。

### (理事長の報酬等)

第4条 理事長は、法人の運営のために原則として週に1日以上勤務をするものとし、別表1により報酬を受けることができる。ただし、1日以上その月に勤務をしない場合には、当月の勤務報酬の支給をしないものとする。

- 2 勤務に際しての費用は、実費を弁償することができる。

### (役員等の報酬総額)

第5条 法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。ただし、この額には、兼務理事の給料が含まれるものとする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬)

第6条 役員等(理事長、兼務理事を除く)が理事会、評議員会、評議員選定・解任委員会、運営協議会に出席したときは、別表2により、1日単位で報酬を支給することができる。

(役員等の勤務報酬)

第7条 役員等が前条以外で法人業務にあたった場合においては、別表3により報酬を支給することができる。ただし、出張を伴う業務の場合には、別表4により報酬を支給し、費用は実費を弁償する。宿泊費は、規程の範囲内で支給することができる。

(監査業務による監事の報酬及び費用)

第8条 監事が決算等による監査業務にあたる場合、または、東京都による指導検査等への立会にあたる場合は、別表5により報酬を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第9条 役員等の報酬、費用は、原則として当日支給するものとする。ただし、出張を伴う業務の場合は、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができるものとする。

2 理事長の報酬等は、月初に前月分を支給するものとする。

(報酬等の支給の形態)

第10条 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した後、百円未満は切り捨てて支給するものとする。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の制定及び改廃は、評議員の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月24日(定時評議員会の議決日)から施行する。

平成27年4月1日施行の役員等報酬規程は、同日をもって廃止する。

平成30年7月1日一部改正

別表1 (第4条)

名称	報酬(月額)
理事長勤務報酬	150,000円

別表2 (第6条)

名称	対象者	報酬(日額)
理事会出席報酬	理事、監事	13,000円
評議員会出席報酬	評議員、理事、監事	13,000円
理事会及び評議員会出席報酬(同日)	理事、監事	26,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	評議員選任・解任委員、理事、監事	13,000円
運営協議会出席報酬	運営協議会委員、理事	13,000円

別表3 (第7条第1項)

名称	対象者	報酬(日額)
役員等勤務報酬	理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員 運営協議会委員	13,000円

別表4 (第7条第2項)

旅費	宿泊費	報酬(日額)	その他
実費	15,000円	13,000円	実費

別表5 (第8条)

名称	報酬(日額)
監事監査指導報酬等	30,000円